

A stylized landscape illustration featuring rolling green hills in the foreground, a blue sky with wavy lines, and a small red bird flying near a green tree and a purple flower on the left.

子育て世代包括支援センターの 開設について

白馬村教育委員会 子育て支援課

国の動き

H26年度	H27年度	H28年度
まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定 (H26.12.27閣議決定) 『2. 政策パッケージ(3)若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる』 ◎フィンランドのネウボラを参考に、日本においても地域の包括的な支援センターを整備することが望まれる ◎「子育て世代包括支援センター」をおおむね5年後までに全国展開することを目指す	すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトの策定(H27.12.21子どもの貧困対策会議決定) 『Ⅲ 児童虐待防止対策強化プロジェクト』 ◎子育て世代包括支援センターを法定化し、同センターを核として、産婦人科・小児科の医療機関等の地域の関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する仕組みの全国展開を図る	ニッポン一億総活躍プランの策定(H28.6.2閣議決定) 『3「希望出生率1.8」に向けた取組の方向(5)若者・子育て世帯への支援』 ◎妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施する子育て世代包括支援センターについて、児童福祉法等改正により市町村での設置の努力義務等を法定化し、平成32年度末までの全国展開を目指す
少子化社会対策大綱の策定(H27.3.20閣議決定) 『Ⅳ きめ細かな少子化対策の推進(1)結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じ、一人一人を支援する』 ◎子育て世代包括支援センターの整備などにより、切れ目のない支援体制を構築していく	各種事業実施要綱における規定の整備 ☆利用者支援事業の実施要綱において、事業の類型として基本型・特定型に加え、母子保健型(子育て世代包括支援センター)を新設 ☆母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱において、妊娠・出産包括支援事業を創設(前年度モデル事業だったものを本格実施)	母子保健法の改正による法定化(H28.6.3公布) ☆子育て世代包括支援センターの全国展開に向けて、同センターの設置根拠を法律上に規定(母子保健法上の名称は母子健康包括支援センター) ⇒「市町村は、必要に応じ母子健康包括支援センターを設置するよう努めなければならない」 (母子保健法第22条の改正/H29.4.1施行)

国の事業

H26年度

H27年度

H28年度

妊娠・出産包括支援モデル事業
〔国1/2、市町村1/2〕

①母子保健相談支援事業

母子保健コーディネーターによる
相談対応、支援計画の作成、関係
事業との連携を含めた包括的支援、
関係機関とのネットワーク構築

②産前・産後サポート事業

③産後ケア事業

利用者支援事業(母子保健型)〔国1/3、都道府県1/3、市町村1/3〕

妊娠期から子育て期にわたるまでの相談への対応、全ての妊産婦等の状
況の継続的把握、母子保健サービス等の選定・情報提供、支援プランの策
定、関係機関とのネットワーク構築

妊娠・出産包括支援事業 〔国1/2、市町村1/2〕

①産前・産後サポート事業

助産師等の専門家や子育て経験者等の「話し相手」による相談支援

②産後ケア事業

宿泊型やデイサービス・アウトリーチ型による心身のケア

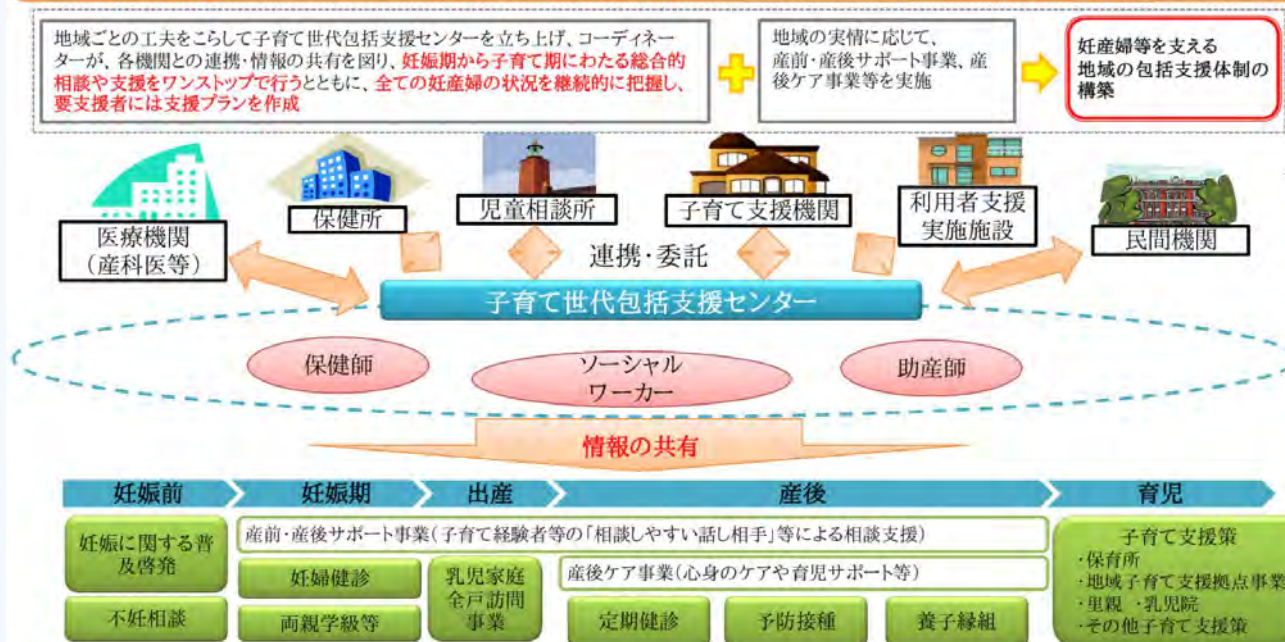
③妊娠・出産包括支援緊急整備事業

産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施場所の修繕

子育て世代包括支援センターの法定化・全国展開

- 現状様々な機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)を立ち上げ、切れ目のない支援を実施。
 - ワンストップ拠点には、保健師、ソーシャルワーカー等を配置してきめ細やかな支援を行うことにより、地域における子育て世帯の「安心感」を醸成する。
 - 子育て世代包括支援センターを法定化し、おおむね平成32年度末までに全国展開を目指す。
- 平成27年度実施市町村数:138市町村 ➢ 平成28年度実施市町村数(予定):251市町村(423か所)

出典:厚生労働省HP



子育て世代包括支援センターの基本 3 要件 厚生労働省資料より

I. 妊娠期から子育て期にわたるまで、地域の特性に応じ、「専門的な知見」と「当事者目線」の両方の視点を生かし、必要な情報を共有して、切れ目なく支援すること

II. ワンストップ相談窓口において、妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握したうえで、情報提供、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かく支援すること

III. 地域の様々な関係機関とのネットワークを構築し、必要に応じ社会資源の開発等を行うこと

子育て世代包括支援センターの必須業務 厚生労働省資料より

- ① 妊産婦・乳幼児等の実情を把握すること
- ② 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと
- ③ 支援プランを策定すること
- ④ 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと

各ステージで必要となる支援の例 厚生労働省資料より

妊 娠 期

- ①妊娠届出の機会に面談を行うこと等により、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握
- ②心身の不調により手厚い支援を要する者等について、関係機関と協力して支援プランを策定
- ③産前・産後サポート事業等による、助産師等の専門家による相談支援や、子育て経験者など「話し相手」等による相談支援の実施
- ④妊婦健康診査、母親学級等の場での妊婦に対する保健指導・支援

出 産 直 後

- ⑤産前・産後サポート事業等による、助産師等の専門家による相談支援や、子育て経験者など「話し相手」等による相談支援(再掲)
- ⑥産後ケア事業による、出産直後の母子への心身のケアや育児のサポート
- ⑦乳幼児健康診査、新生児訪問等による保健指導・支援
- ⑧生後4か月までに、乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握(乳児家庭全戸訪問事業)
- ⑨ ⑧の状況把握等を踏まえ、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保(養育支援訪問事業)

子 育 て 期

- ⑩子育て中の親子が相互交流を行う場所における相談、情報提供等(地域子育て支援拠点事業)
- ⑪家庭での養育が一時的に困難になった子どもについての不定期の預かりサービス(一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業、ショートステイ・トワイライトステイ事業)
- ⑫保護者の就労状況等に応じた認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育事業等の利用
- ⑬児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護・支援・保護者支援
- ⑭疾病や障がいのある子どもの支援

庁内の子育て支援組織体制

平成28年度

村長部局

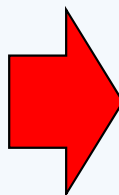
健康福祉課所管

- ◎母子保健事業(療育等相談含む)
- ◎予防接種
- ◎児童福祉
- ◎子育て支援機関【・保育園・支援ルーム(地域子育て支援拠点事業、一時預かり/休日保育)
・相談支援センター(子育て相談・療育事業)
・放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)】

教育委員会部局

教育課所管

- ◎教育相談、就学支援委員会
- ◎青少年健全育成、生涯学習
- ◎小中学校【・ケース会議・SC/支援機関等巡回相談】



平成29年度

村長部局

健康福祉課所管

- ◎母子保健事業(療育等相談含む)
- ◎予防接種

教育委員会部局

子育て支援課所管

- ◎児童福祉
- ◎子育て支援機関【・保育園・支援ルーム(地域子育て支援拠点事業、一時預かり/休日保育)
・相談支援センター(子育て相談・療育事業)
・放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)】
- ◎教育相談、就学支援委員会

教育課所管

- ◎小中学校【・ケース会議・SC/支援機関等巡回相談】

生涯学習スポーツ課所管

- ◎青少年健全育成、生涯学習

利用者支援事業の活用

1. 利用者支援事業の目的

一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とする。
(利用者支援実施要綱より)

2. 利用者支援と地域連携 ～2つの柱～

出典：利用者支援事業のための実践ガイド

利用者支援	○子育てに関する相談(＝個別ニーズの把握) ↓※必要に応じてアウトリーチによる支援 個別のニーズに応じた ○教育分野等も含めたより幅広い情報収集、提供 ○施設・事業等の利用にあたっての助言・利用支援
地域連携	円滑な利用者支援実施のための ○関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくり ○地域の子育て資源の育成、社会資源の開発

母子保健型と基本型 厚生労働省資料より

事業名	位置付けと特徴
利用者支援事業 (母子保健型)	◇ 地域子ども・子育て支援事業の1類型(消費税財源) ◇ 保健師等の専門性を活かした相談支援を行い、母子保健を中心としたネットワーク、医療機関、療育機関等につなげる ◇ 主として、市町村保健センター等母子保健に関する相談機能を有する施設で実施 ◇ 職員＝保健師・助産師・看護師 等
利用者支援事業 (基本型)	◇ 地域子ども・子育て支援事業の1類型(消費税財源) ◇ 当事者目線で相談支援を行い、子育て支援に係る施設や事業等の利用につなげる ◇ 主として、地域子育て拠点等身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で実施 ◇ 職員＝保育士・社会福祉士

母子保健型と基本型を一体的に実施

【事業イメージ】 利用者支援事業(母子保健型)、利用者支援事業(基本型)の両事業を同一の事業者(施設)が受託し、両事業のコーディネーターが同じ場所で1つのチームとなって実施する方法



出典:厚生労働省HP



子育て世代包括支援センターの設置 ①

1. コンセプト

妊娠・出産期から18歳まで、 切れ目のない子育て支援を実現

平成29年度から、0歳から18歳までの「子育て」と「教育」の一貫した支援体制の構築を図るため、教育委員会事務局に子ども支援及び子育て支援に関する事務を移管

これに妊娠・出産期から乳幼児期までの母子保健分野を加えることにより、妊産婦から子育て期全体にわたる切れ目のない支援の実現を図る

妊娠・出産期

乳幼児期

学齢期（高校卒業まで）



子育て世代包括支援センターの設置 ②

2. 設置場所

教育委員会事務局子育て支援課内に設置

保健福祉ふれあいセンターの利用

1階…予防接種・健診 2階…個別相談・療育事業 3階…窓口・個別面談・事務所

3. 職員配置

- ◎ 母子保健コーディネーター（保健師） 1名
- ◎ 子育て支援コーディネーター（利用者支援専門員（保育士）） 1名
- 教育相談員、療育相談員 各1名
- 各種事業担当（保育士） 1名
- 事務担当（事務職） 1名



子育て世代包括支援センターの設置 ③

4. 母子保健コーディネーターの業務

出典：利用者支援事業のための実践ガイド

コーディネーター	主 な 業 務
母子保健 コーディネーター (保健師)	・母子保健や育児に関する相談への対応 ・妊娠の届出等の機会を通して得た情報を基に、妊産婦等の状況を継続的に把握し、支援台帳を作成 ・把握した情報に基づき、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービスを選定し、情報を提供 ・必要に応じて母子保健サービス等を実施する関係機関に直接つなぐなど、積極的な関与を実施 ・手厚い支援を要する者に対する支援の方法や対応方針について検討するケース会議等を設け、支援プランを作成 ・支援プランの効果を評価・確認しながら、必要に応じて見直しを行い、包括的・継続的な支援を実施 ・支援を必要とする妊産婦等を早期に把握し、関係機関が提供する母子保健サービス等の支援が包括的に提供されるよう、協議の場を設けるとともに、ネットワークづくりを行う ・妊娠期から子育て期にわたるまでの支援は、様々な母子保健施策による支援や子育て支援も必要であるため、関係機関とのネットワークを通じ、地域において不足している妊産婦等への支援を整備するための体制づくりを行う



子育て世代包括支援センターの設置 ④

5. 子育て支援コーディネーターの業務

出典：利用者支援事業のための実践ガイド

コーディネーター	主 な 業 務
子育て支援 コーディネーター (利用者支援専門員)	・利用者の個別ニーズを把握し、情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施 ・教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努める ・利用者支援事業の実施にあたり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図る ・その他利用者支援事業を円滑にするために必要な諸業務を行う



子育て世代包括支援センターの設置 ⑤

6. 国・県の助成

(1) 子ども・子育て支援事業交付金 【国1／3 県1／3 村1／3】

◎ 利用者支援事業

①基本型	運営費	1 か所あたり年額	7,966,000円
②母子保健型	保健師専任	1 か所あたり年額	8,563,000円
	保健師兼任	1 か所あたり年額	4,046,000円
③開設準備経費（改修費等）	1 か所あたり		4,000,000円

(2) 母子保健衛生費国庫補助金 【国1／2】

◎ 妊娠・出産包括支援事業

①子育て世代包括支援センター開設準備事業	
1 市町村あたり	3,343,500円

◎ その他の事業 省略



子育て世代包括支援センターの設置 ⑥

7. 実施スケジュール

